第八号の四様式　（平26内府令49・全改、令元内府令２・令２内府令64・一部改正）

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【計算期間】	第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）
【発行者（受託者）名称】	
【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

第１【特定信託財産の状況】

１【概況】

⑴【特定信託財産に係る法制度の概要】

⑵【特定信託財産の基本的性格】

⑶【特定信託財産の沿革】

⑷【特定信託財産の管理体制等】

①【特定信託財産の関係法人】

②【特定信託財産の管理及び処分に関する基本的態度】

③【特定信託財産の管理体制】

２【特定信託財産を構成する資産の概要】

⑴【特定信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】

⑵【特定信託財産を構成する資産の内容】

⑶【特定信託財産を構成する資産の回収方法】

３【特定目的信託の仕組み】⑵

⑴【特定目的信託の概要】

①【特定目的信託の基本的仕組み】

②【特定信託財産の管理及び処分に関する事項】

③【原委託者の義務に関する事項】

④【信託権利等】

⑤【その他】

⑵【受益権】

⑶【受益証券の取得者の権利】
4【特定信託財産を構成する資産の状況】
⑴【特定信託財産を構成する資産の管理の概況】
⑵【損失及び延滞の状況】⑶
⑶【収益状況の推移】⑷
⑷【買戻し等の実績】⑸
5【投資リスク】
6【特定信託財産の経理状況】
⑴【貸借対照表】
⑵【損益計算書】
⑶【附属明細表】
第2【証券事務の概要】
第3【受託者、原委託者及び関係法人の情報】
1【受託者の状況】
⑴【受託者の概況】
⑵【事業の内容及び営業の概況】
⑶【経理の状況】
⑷【利害関係人との取引制限】
⑸【その他】⑹
2【原委託者の状況】
⑴【会社の場合】
①【会社の概況】
②【事業の内容及び営業の概況】
③【経理の状況】
④【利害関係人との取引制限】
⑤【その他】⑺
⑵【会社以外の団体の場合】
①【団体の沿革】
②【団体の目的及び事業の内容】
③【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】
④【役員の役名、職名、氏名（生年月日）及び職歴】
⑶【個人の場合】
①【生年月日】
②【職歴】
③【破産手続開始の決定の有無】
3【その他関係法人の概況】

⑴【名称、資本金の額及び事業の内容】
⑵【関係業務の概要】
⑶【資本関係】
⑷【役員の兼職関係】
⑸【その他】(7)
第４【参考情報】(8)
（記載上の注意）
⑴　一般的事項
ａ　記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
ｂ　提出者の発行している特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、この様式第１中「６　特定信託財産の経理状況」の次に「７　その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第２　保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
ｃ　この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
ｄ　有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の四様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
ｅ　提出者が、法第24条第14項の規定により、有価証券報告書に記載すべき事項の一部（以下ｅにおいて「原記載事項」という。）を記載した報告書代替書面を有価証券報告書と併せて提出した場合には、有価証券報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該報告書代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。
⑵　特定目的信託の仕組み
ａ　特定目的信託（資産流動化法第２条第13項に規定する特定目的信託をいう。）の仕組みの概要、特定信託財産の管理を行う会社、特定信託財産の回収等の管理会社及び信用補完等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等について、図表等による表示などを用いて明瞭に記載すること。
ｂ　資産流動化法第２条第14項に規定する資産信託流動化計画に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの（当該有価証券報告書の他の箇所に記載したものを除く。）についてその概要を記載すること。
⑶　損失及び延滞の状況

有価証券報告書提出日前３年以内に終了した計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）について、第五号の四様式の「記載上の注意」⑲に準じて記載すること。

⑷　収益状況の推移

有価証券報告書提出日前３年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」⑳に準じて記載すること。

⑸　買戻し等の実績

特定信託財産を構成する債権（特定信託財産を構成する資産が第23条第２号に掲げる特定有価証券（投資信託証券に該当するものを除く。）である場合には、当該特定有価証券に係る特定信託財産又は信託財産を構成する債権）が一定の属性を有しない場合又は当該債権について一定の事由が生じた場合に原保有者（特定信託財産を構成する資産を直接又は間接に受託者に譲渡した者（保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を受託者に譲渡した者を含む。）をいう。）その他の者が当該債権を取得する義務を負う場合には、当該取得に関する実績（当該取得がなされなかったことを含む。）を記載すること。

⑹　その他

a　有価証券報告書提出日前１年以内（６月を１計算期間とする場合（第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしている場合を含む。⑺ａにおいて同じ。）にあっては、６月以内）において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。

b　上記以外については、第五号の四様式の「記載上の注意」㉙に準じて記載すること。

⑺　その他

a　有価証券報告書提出日前１年以内（６月を１計算期間とする場合にあっては、６月以内）において、原委託者又は関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。

b　上記以外については、第五号の四様式の「記載上の注意」㉙及び㉟に準じて記載すること。

⑻　参考情報

当計算期間において、法第25条第１項各号に掲げる書類を提出した場合には、それらの書類名及び提出年月日を記載すること。